

RSウイルス母子免疫ワクチン 定期予防接種になります

RSウイルス感染症の予防接種が、4月1日(水)から定期予防接種になります。この感染症は、乳幼児期にかかることが多く、発熱や鼻汁、せきなどの症状が現れます。重症化すると、呼吸困難や細気管支炎を引き起こす場合があります。

RSウイルスワクチンは、妊婦に接種することで、胎盤を通じて赤ちゃんに抗体が移行される「母子免疫ワクチン」です。生まれてくる赤ちゃんを病気から守るために、ワクチン接種をご検討ください。

対象者：妊娠28週0日目から妊娠36週6日目までの妊婦
費用：無料

※接種方法などの詳細は、対象者に個別に送る通知をご確認ください。

問子育て支援推進課子育て支援班 ☎74・3245

スポーツ振興くじの助成金を活用 平和東公園の野球場を改修

市では、スポーツ振興くじ(toto)助成金を活用し、老朽化した平和東公園の野球場のバックネットフェンスなど(=写真)の改修を実施しました。

※スポーツ振興くじの助成事業は、独立行政法人日本スポーツ振興センターがスポーツ振興くじ(totoなど)の収益を財源に、地方公共団体などに対し助成を行い、スポーツ環境の整備を推進するものです。



問都市整備課都市計画班 ☎73-0091

国民年金保険料

1万7920円に改定

令和8年度の国民年金保険料が月額1万7920円に改定されました。保険料納付書は日本年金機構から郵送されます。保険料は、金融機関やコンビニで納めることができます。口座振替やクレジットカード(申し込みが必須)、スマートフォンアプリによるキャッシュレス決済でも納めることができます。

◆お得な前納制度

保険料をまとめて前払いすると割引になる「前納制度」があります。

なお、割引額は前納期間などにより異なります。2年前納は申し込みが必要です。

＜前納期間と割引額＞

2年前納：1万6010円割引

1年前納：3820円割引

6カ月前納：870円割引

※2年前納は令和9年度の保険料を1万8290円で計算しています。

問市民課国保年金班 ☎73・086、佐原年金事務所 ☎0478・54・1442

児童扶養手当・特別児童扶養手当

受給には申請が必要です

市では、ひとり親家庭などで子どもを育てる人に児童扶養手当を支給しています。また、一定の障がいのある子どもを育てる人には、国の制度として特別児童扶養手当が支給されます。受給には、父または母、もしくは養育者からの申請が必要です。なお、既に申請済みの人は、新たに申請する必要はありません。

◆児童扶養手当

次のいずれかに該当する児童を監護する父または母、もしくは養育者に支給する手当で、児童が18歳に達した年度末まで支給されます。(一定の障がいがある場合は20歳に達するまで)

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母に重度の障がいがある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童

- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧未婚の母の児童

◆特別児童扶養手当

心身に一定の障がいのある児童を監護している父または母、養育者に支給する手当です。手当は、児童が20歳に達するまで支給されます。

※両手当とも、国内に住所がない場合や児童福祉施設に入所している場合など、一定の事由に該当する場合は支給されません。また、所得により、支給が制限または停止されることがあります。

＜申請・問い合わせ先＞

児童扶養手当は、子育て支援推進課子育て支援班 ☎74-3245

特別児童扶養手当は、福祉課障害福祉班 ☎73-0096

令和8年度から改定

国民健康保険税の税率や制度についてお知らせします

国民健康保険は、病気やけがをしたときに、安心して医療を受けられるよう、加入者の皆さんが国民健康保険税を出し合って、互いに助け合う制度です。

近年、高齢化の進展や医療の高度化などにより医療費が増加する一方、加入者数は減少しており、市の国民健康保険財政は厳しい状況となっています。

このままでは国民健康保険事業の運営が困難となることから、県から示された標準保険料率を参考に、令和8年度から税率などを改定します。また、国の法令改正に伴い、子ども・子育て支援納付金分の新設および賦課限度額・軽減判定基準額の改定を行います。

将来にわたり医療費をはじめとする保険給付事業などを安定的に運営していくため、ご理解とご協力をお願いします。

◆税率などの改定

県から示された標準保険料率を参考に、税率などを引き上げました(=表)。

◆表 令和8年度の国民健康保険税の税率など

区分		令和8年度の税率など ※()内は前年度比。	県の標準保険料率など (令和7年度)
医療分	所得割	7.5% (+1.0%)	7.51%
	均等割	2万5000円 (+5000円)	25,153円
	平等割	3万円 (+5000円)	30,558円
後期高齢者支援金分	所得割	2.7% (+0.2%)	2.77%
	均等割	1万4000円 (+1500円)	14,983円
介護納付金分	所得割	1.8% (+0.5%)	1.88%
	均等割	1万9000円 (+6500円)	19,592円
子ども・子育て支援納付金分 (新設)	所得割	0.4%	
	均等割	1,950円	
	18歳以上均等割(※)	150円	

※18歳以上均等割：18歳未満被保険者の均等割額全額軽減分を贈うため、18歳以上の被保険者については、均等割(1950円)の他に18歳以上均等割(150円)が賦課されます。

◆子ども・子育て支援納付金分の新設

子どもや子育て世帯を社会全体で支えるための財源となる「子ども・子育て支援納付金分」を新設しました(=表)。

※18歳未満の被保険者(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者を含む)については、子ども・子育て支援納付金分の均等割が全額軽減されます。

◆賦課限度額の引き上げ

国民健康保険税には課税の上限額(賦課限度額)が定められています。今回の改定では、医療分を1万円引き上げ、また、子ども・子育て支援納付金分を3万円に設定しました(=図1)。

◆図1 賦課限度額の引き上げ

医療分	66万円	▶	67万円 (+1万円)
後期高齢者支援金分	26万円	▶	26万円
介護給付金分	17万円	▶	17万円
子ども・子育て支援納付金分			3万円 (新設)
賦課限度額	109万円	▶	113万円 (+4万円)

◆軽減判定基準額の引き上げ

国民健康保険加入世帯の合計所得が一定の金額以下の場合、所得に応じて均等割と平等割が軽減されます。今回の改定では、5割と2割の軽減基準額を引き上げ、軽減対象世帯の範囲を拡大しました(=図2)。

◆図2 軽減判定基準額の引き上げ

《5割》

43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)
+{(国保加入者+特定同一世帯所属者)×31万円}以下

「30万5000円」→「31万円」に引き上げ

《2割》

43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)
+{(国保加入者+特定同一世帯所属者)×57万円}以下

「56万円」→「57万円」に引き上げ

問 税務課市民税班 ☎73-0087

縦覧期間は
6月1日まで

土地・家屋
価格などの
縦覧

固定資産税納税者が、自己の所有する土地および家屋の価格(評価額)を、市内の土地や家屋と比較し、評価が適正かどうかを判断したい場合、「土地・家屋価格等縦覧帳簿」で確認することができます。縦覧には、マイナンバーカードや運転免許証など本人確認ができるもの、代理人の場合は納税者からの委任状を持参してください。

◆縦覧できる人

- ① 固定資産税の納税者
- ② 納税管理人
- ③ 納税者の代理人

◆期間

6月1日(月)まで

◆場所

税務課(市役所1階)

※令和8年度固定資産税納税通知書は5月中旬に発送予定です。

問 税務課資産税班

☎73-0087